

厚木市史たより 第16号

平成29年1月1日

題字は渡辺華山筆「游相日記」から文字を抽出して作成したため、清音の「たより」としました。

戸田小柳遺跡の調査成果について

公益財団法人かながわ考古学財団 戸羽康一

はじめに

戸田小柳遺跡は厚木市酒井及び戸田に所在する遺跡です。新東名高速道路建設事業に伴い、平成24年から26年にかけて発掘調査が行われました。今回は調査によって得られた成果を紹介いたします。

1 遺跡の概要

遺跡は相模川右岸の沖積微高地（自然堤防）に位置し、標高は約13～14mで、弥生時代か

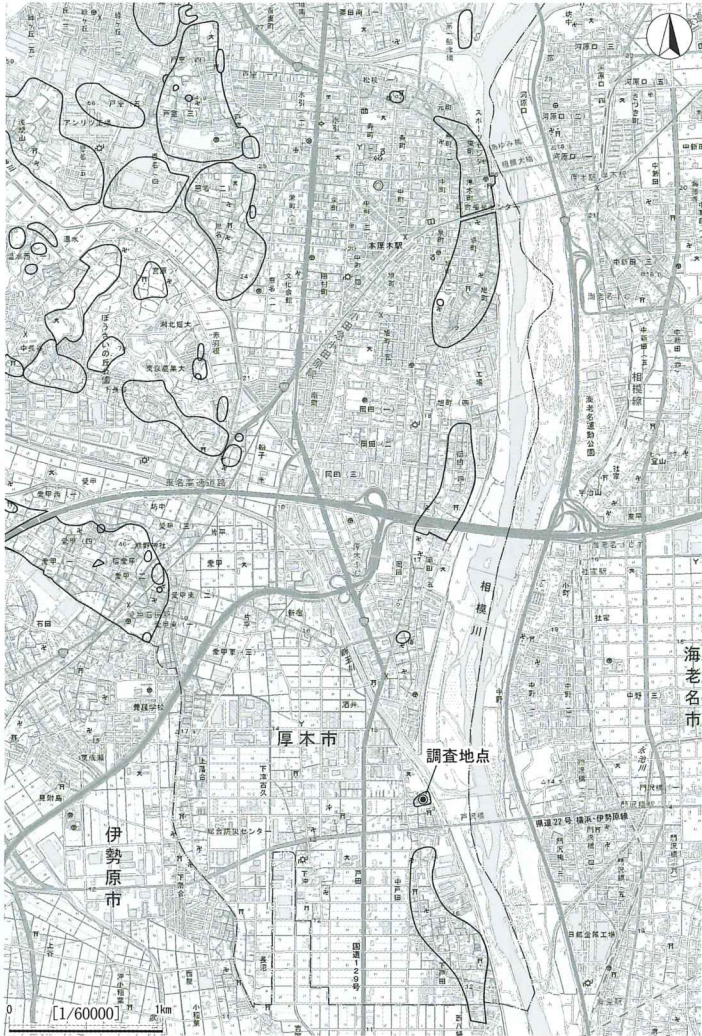


図1 遺跡位置及び周辺遺跡分布図
(かながわ考古学財団調査報告315「戸田小柳遺跡」第2図を改変して作成)

ら近世にかけての遺構と遺物が発見されています。その概要は以下のとおりです。弥生時代前期～古墳時代前期の遺構としては竪穴住居跡、流路及び杭列、炭化物集中地点、古墳時代後期～平安時代の遺構としては溝、流路、道状遺構、土坑、遺物集中地点、中世の遺構としては溝、土坑、ピット、近世の遺構としては溝、井戸です。遺物は弥生時代後期～古墳時代前期では土器、石器、金属製品（鑿または鑿、木製品（杭）、古墳時代後期～平安時代では土師器、須恵器、灰釉陶器、土製品（管状土錘）、陶製品（瓦・硯）、石製品（紡錘車）、金属製品（青銅鏡・刀子・古銭）、木製品（桶？）、中世・近世では陶磁器、金属製品（釘）が出土しています。なお、近世より後の時代では、畠などの耕作地であった後、宅地として利用

されています。本遺跡はいわゆる低地の遺跡で、地表面から1m程掘り下げるとその部分から水が湧き出てくるような土地です。地下水位が高いためと考えられます。そのため、湧き出てくる水を水中ポンプで調査区の外へ汲み上げて排水しながら調査を行いました。

弥生時代から近世までの調査で見つかった主な遺構は溝又は流路です。両者とも溝状の遺構なのですが、溝としたものは人の手によって掘られたもので、流路としたものは自然の作用によって形成されたものと考えられています。時代別に概観すると、中世・近世では溝、古墳時代後期から平安時代は溝と流路、弥生時代後期～古墳時代前期は流路となっており、自然に流路が形成される土地を人々が利用し始め、新しい時代になるにつれて、溝を掘りつつ土地の利用を進めていったものと思われる。また、溝又は流路の走行（主軸方向）についても時期によって特徴があります。中世・近世では走行が東西方向の溝であるのに対し、平安時代以前では南北方向の溝、または流路となります。

されていました。

なお、流路に関して補足しておきますと、本遺跡は東に相模川、北に恩曾川（現玉川）、国道129号を超えてさらに西、厚木市と伊勢原市境周辺に旧玉川の自然堤防が存在しており、大きな河川に囲まれた周辺環境であったことがわかります。流路はそういった周辺河川の支流であったり、氾濫の影響を受けたりして形成されたのではないかと考えています。

また、流路に関しては、本遺跡は東に相模川、北に恩曾川（現玉川）、国道129号を超えてさらに西、厚木市と伊勢原市境周辺に旧玉川の自然堤防が存在しており、大きな河川に囲まれた周辺環境であったことがわかります。流路はそういった周辺河川の支流であったり、氾濫の影響を受けたりして形成されたのではないかと考えています。



図2 双頭龍紋鏡鏡面(上)・鏡背面(下)

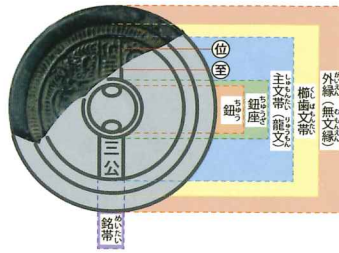


図3 双頭龍紋鏡復元模式図
 (『考古学財団発掘帖』No.22所収)

2 出土した双頭龍紋鏡について

それでは、本遺跡で特筆される遺構と遺物について見ていきましょう。

H17号流路からは弥生時代、古墳時代、奈良・平安時代の土器類が混在して出土していますが、墨書が書かれた灰釉陶器のほか、瓦や裏面に刻書を有する硯が見つかっています。これらの遺物は一般的には官衙(当時の役所)や、寺院で使われるものですが、本遺跡ではそれらに関連する遺構は見つかっていません。周辺でも官衙・寺院などの調査例や遺跡の包蔵地とされる箇所は確認されていません(図1)。

H20号流路からは双頭龍紋鏡(位至三公鏡、以下双頭龍紋鏡と表記)(註1)が出土しています。鏡は全体の約3分の1が遺存しており、復元した場合の直径は9.0cm、厚さは外縁部で2mm、内側で1mm、重量は31gです(図2)。鏡の背面には双頭龍の文様が描かれ、その中央に銘文「位至」と書かれています。

下半部は欠損してしまっていますが、本来の形状としては鏡の中央部に半球状の鈕があり、その下に「三公」と書かれていたと考えられます(図3)。この銘文を読み下すと「位至三公に至らん」となります。これは立身出世を祈願する吉祥句であり、三公は皇帝に次ぐ大臣クラスの官職を指します(公財)かながわ考古学財団二〇一四)。つまり、所有している人が出世し、大臣のような位の高い役職になることができるようにという願掛け、験担ぎがこの鏡には込められていたようです。

双頭龍紋鏡は二世紀後半から三世紀頃の中国(後漢から三国の魏、西晋。日本では弥生時代後期〜古墳時代初期の時期)で製作された鏡で、主に高級下級貴族のお墓から出土します。基本的に一人につき一枚副葬されていることから、一人で何枚も持つものではなかったようです。

この鏡は中国から海を渡り、最終的に相模の地に辿り着いたのですが、どのようなルートを通ってやってきたのか、はっきりとはわかりません。ただ、このような希少な鏡を入手することができる流通環境があったことが考えられます。

鏡が出土したH20号流路から出土している遺物は、古墳時代後期(およそ六〜七世紀)の土器が中心で、この流路が埋没した年代と考えられます。鏡の制作年代は二世紀後半〜三世紀であるのに対し、流路が埋没した年代は六〜七世紀であり、鏡と流路には三〜四百年程の年代差があることとなります。

一方、弥生時代後期〜古墳時代前期の土器も多く出土していることから、その時期にあった流路に鏡が廃棄されたり、流されたりして埋まった後、再度流路が形成され最終的に古墳時代後期に埋まったといったことを想定することもできます。このように、

様々な状況を考えることができ、確定的な判断が難しいところでは。

日本における双頭龍紋鏡の出土は、今回出土した鏡を含めて31例(福岡県10例、佐賀県5例、大分県2例、山口県1例、岡山県1例、島根県1例、香川県2例、大阪府4例、京都府1例、三重県1例、石川県1例、神奈川県2例)が確認されており、そのほとんどが近畿地方より西側となっています(註2)。特に九州での事例が多く、古墳の副葬品として扱われていたようです。近畿地方より東側では出土例がほとんどありません。これまで最も東側で出土しているのは石川県ですが、今回出土した神奈川県はさらに東側に位置しますので、日本で最も東で出土した事例となります。

なお、神奈川県内では戸田小柳遺跡で出土する以前に、東京国立博物館に伝神奈川県というところで同形式の鏡が保管されていますが、出土した場所やどのような状況下で発見されたかなど詳細については不明です。一方、戸田小柳遺跡の鏡は、発掘調査中に確認していますので、出土した場所や状況などの考古学的な記録を残すことができたことは重要です。

この鏡については、中国鏡を研究されている国立歴史民俗博物館の上野祥史氏に実物の観察を通じて、鏡背面部には穴を空けようとしたと考えられる点状の痕



図4 鏡背面穿孔痕跡

跡が2か所あること(図4)、破断面が研磨されていることから、「破鏡」であるという見解をいただいています。破鏡とは割れた鏡の破片に紐を通すための穴を空けたり、破面を研磨したりして加工したもので、弥生時代後期〜古墳時代前期において、主に西日本で多く確認されています。

3 流路に伴う杭列について

弥生時代後期〜古墳時代前期における流路からは土器や鉄製品が出土していますが、注目されるのは流路に伴う杭列が確認されていることです。杭列はYH1〜3号流路とした遺構に伴うもので、当時の地を利用した人々が自然に形成された流路に手を加えて積極的に利用しようとした姿がうかがわれます。特にYH3号流路に伴う杭列は9条あり、その中でもYH2号杭列としたものは最も長い列となっており、南北に約15.9m展開しています。用いられて



図5 YH2号杭列(写真手前の板杭がYH2号杭列の南端部)

いる杭は基本的に丸木で枝や節を切り落とし、先端部を削って尖らせる加工を施した簡単な作りのものです。列の最も北側と南側の部分には板状の素材を杭として用いており、さらに板



図6 YH9号杭列確認状況



図7 YH9号杭列から検出された炭化杭

の面を列に直行する形で打ち込まれている状況が確認されました。非常に興味深い確認状況で、まるでYH2号杭列の始まりと終わりの部分を示しているかのようでした(図5)。

YH9号杭列は用いられている杭の材が異なっていました。先ほどのYH2号杭列をはじめ他の杭列では丸木の材を簡単に加工したものが大半でしたが、加工された素材、例えば角柱状に加工されたもの、板状の素材のもの等、杭にするための加工ではない痕跡を有するものが用いられています(図6)。おそらく別の用途のために加工された素材や別の目的で使用された材を転用したものと考えられます。また先端部しか残っていませんでしたが、炭化した杭が確認されています(図7)。杭を設置してから炭化したとは考えにくく、打ち込む前に炭化した素材を用いていたと推測されます。このように杭列にも特徴があり、この地を利用した人々の意思や意図のようなものが感じられる事例と捉えています。

戸田小柳遺跡は現時点では遺跡の性格を明言することは難しいのですが、発掘調査によって得られた成果から、この地で人々が活動をを行い、弥生時代から現代に至るまで、連続と利用されていることがわ

かりました。本遺跡は冒頭にも述べたように、地面を掘り下げると地下から豊富に水が湧き出てくる土地に位置しています。各時代における遺構と遺物はこの水を何らかの形で利用しようとした痕跡ではないかと考えています。時代別で考えると弥生時代後期から古墳時代前期にかけては、自然に形成された流路に手を加えて水を利用しようとする状況、古墳時代後期〜奈良・平安時代は溝と流路が混在していることから溝を掘って土地利用に乗り出す状況、中世以降では溝を掘ることで湧き出る水を利用する状況が想像されます。このように、遺跡が存在している立地や環境と見つかった遺構・遺物から、時代ごとに人々が土地と水を利用しようとした姿や姿勢を想起させる遺跡として評価することができるとは思いません。

なお、厚木市内から出土した瓦については『厚木市史たより』12号にて高橋香氏が、戸田小柳遺跡出土の墨書土器ならびに刻書を有する硯についての考察は『厚木市史たより』15号にて鈴木靖氏が執筆されていますので、併せてご覧いただければ幸いです。

註1.. 双頭龍紋鏡には「位至三公」以外にも、「長宜子孫」、「君宜高官」「保子宜孫」などの銘文を持つ事例が確認されていますが、本稿では双頭龍の文様を有し、銘文「位至三公」が書かれた銅鏡に限定して記述しています。

註2.. 二〇一六年三月時点での集成状況。出土地の詳細はかながわ考古学財団調査報告315『戸田小柳遺跡』288頁「第64表 日本出土双頭龍紋鏡(位至三公鏡)集成」を参照。

(参考文献)

- (公財)かながわ考古学財団二〇一四『考古学財団発掘帖』No.22 戸羽康・長澤保崇・岸本泰緒子二〇一六『戸田小柳遺跡』
- かながわ考古学財団調査報告315

鐘ヶ嶽採集瓦と武蔵国分寺の同範瓦について

公益財団法人かながわ考古学財団 高橋 香

七沢に所在する鐘ヶ嶽で、二種類の軒丸瓦が採集されている事は、第12号の市史たよりで報告されています。一つは単弁の軒丸瓦、もう一つは素弁の軒丸瓦が採集されていますが、そのうち単弁の軒丸瓦は、千代廃寺・御殿山瓦窯址群出土と同範瓦である事はわかっています。もう一つの素弁の軒丸瓦は、おそらく御殿山瓦窯址で焼成されていた瓦である事は想定されていますが、今まではよくわかっていませんでした。ところが、近年の調査の成果によって、武蔵国分寺で同じような軒丸瓦が出土している事がわかり、両者を実際に比べて見たところ、同じ場所に傷がある同範瓦（同じ範型で作られた瓦の事）である事がわかったのです。

どういうところが同じであったのか、細かく見てみましょう。



図1 鐘ヶ嶽と武蔵国分僧寺・尼寺の瓦
（「武蔵国分寺跡資料館」提供）

1 鐘ヶ嶽採集瓦と武蔵国分寺の瓦は兄弟瓦だった！

まずは、鐘ヶ嶽の採集瓦を見てみましょう。瓦の文様は「蓮の花」をモチーフにしているといわれていて、大きくは蓮弁と中房で構成されています。鐘ヶ嶽採集瓦の特徴は、素弁といつて凸型の蓮弁である事があげられます。中房とよばれる中央部分は、丸い圏線で囲った中に「蓮子」と呼ばれる丸い文様を数個配置します。ですが、この軒丸瓦は大分簡略化されてしまったもので、まず中房の圏線がありません。そして、蓮子部分がほとんど範傷でくっついてしまっていて、十の字になってしまっています。

同範と考えられる軒丸瓦を見ると、蓮弁は六弁で構成されている事がわかります。この瓦は、武蔵国分僧寺・尼寺の両寺院から出土している事から、ともに使用されていた瓦なのでしょう。この六弁の蓮弁の割付けを見ると、二か所の蓮弁が並行に配置されている所が確認されます。この並行に配置されている箇所が丁度鐘ヶ嶽で見つかっている瓦の部分にもあり、両者を比べると同じ配置である事がわかります。そして、中房の蓮子も範傷でくっついてしまっている部分も共通しています。この他、瓦当面に瓦当範の木目が転写されていますが、この様相が似ている事も挙げられます。このように、二つの瓦を詳細に一つ一つ見ていくと、一致している部分がある事に気が付くのです。

2 ではなぜこの瓦が使われたのでしょうか？

このような瓦が採集される鐘ヶ嶽は、立地から見て山林寺院が想定されていますが、国分寺と同範の軒瓦をもつ山林寺院の事例は、実は全国的にも見る事ができます。しかし、その多くは同じ国内での同範関係で、異なる国同士での同範事例となるとなかなか見られません。位置図を見るとわかりますが、鐘ヶ嶽の目の前に位置している「相模国分寺」の瓦



図2 遺跡位置図

と同範ではなく、「武蔵国分寺」と同範である、という部分にとっても注目されます。これは、この瓦を焼成していたのが、御殿山瓦窯址群であるという事に大きなヒントが隠されているのかもしれない。

御殿山瓦窯址群は、南多摩窯跡群を構成する一つの窯業址で、九世紀前半～十世紀前半の間、須恵器と瓦を焼いていました。最盛期は九世紀末～十世紀前半で、国界に立地している事から、武蔵国と相模国内の集落・官衙や寺院へと土器や瓦を供給していました。鐘ヶ嶽に寺院が造られた時期の瓦を生産していたのが御殿山瓦窯址群しかない、という事であれば理由はたちますが、でもなぜ武蔵国分寺と同範瓦を使っているのでしょうか。鐘ヶ嶽の謎について、もう少し考えていきたいと思います。

厚木市史たより 第16号

平成29年1月1日発行
編集 厚木市教育委員会文化財保護課
発行 厚木市
住所 神奈川県厚木市中町三二七-一七
電話 〇四六-二三五-二〇六〇
FAX 〇四六-二三三-〇〇八六

「厚木市史たより」は厚木市ホームページにも掲載しています。